

(議長)

日程第5、報告第1号、平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書及び日程第6、報告第2号、平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、一括議題と致します。

一括して提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、でございます。

平成28年度に繰越して使用しようとする予算について、別紙計画(計算)書のとおり繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

まず、一般会計の方でございますけれども、議案書3頁、4頁となります。また、報告第2号の港湾特別会計でございますが、6頁となりますので、宜しくお願い致します。

これら、記載の事業でございますが、本年第1回定例会、それから第1回臨時会、第2回臨時会におきまして、平成27年度予算と致しまして、補正と繰越明許の議決を頂いた事業でございます。この事業につきまして、繰越した内容を法令に基づき報告するものでございます。事業の内容及び金額、繰越額は既に補正の際にご説明してございます。それから変更等ありませんで、記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

報告第1号及び報告第2号は、これをもって報告済みと致します。

20分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第7、報告第3号、民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第3号、民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について、でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成7年災害援護資金未償還金に対する民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、平成28年5月18日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

平成7年大雨災害援護資金の未償還分債権に対し、保証債務者に対し、民事訴訟法に基づく支払督促を、江差簡易裁判所に本年5月9日に申し立てたところ、保証債務者から同年5月12日に督促異議の申立があったことから、本件については、5月9日に遡り、通常訴訟に移行することになりました。

未償還金額については35万円で、今後町としましては、江差簡易裁判所において可能な限り、早期の債権支払いを求めて参ります。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
報告第3号は、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第8、報告第4号、放棄したその他の債権の報告について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第4号、放棄したその他の債権の報告について、でございます。

町の債権の管理の適正を期するため、江差町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおりその他の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

個別の債権の具体的なものに関しましては、各所管課となるものでございますが、総括的に私の方から補足説明をさせて頂きたいと思っております。

議案書は11頁から16頁になりますが、11頁は総括表でございまして、内容的には12頁からとなるものでございます。

町の債権管理、これに関しましては、江差町債権管理条例、平成22年第1回定例会におきまして上程致しまして議決頂いたところであり、その中で債権の放棄に関する規定がございまして、放棄した場合は議会に報告しなければならないもの、と定められております。

債権の放棄につきましては、条例に掲げる場合に該当し、履行の見込が無いなどと判断されたものにつきまして、条例第12条第1項の規定に基づきまして、権利を放棄したものでございます。

今回、債権放棄としてご報告致しますのは、給水料金及び学童保育所保育料でございますが、まず、給水料金につきましては、12頁から15頁までが放棄した債権の内容となっております。2名に係る債権の放棄でございますが、債権は納期毎に発生しますので、63件となったものでございます。放棄を決定した日にち、放棄した事由、放棄した額等は記載のとおりとさせていただきます。

次に、学童保育所保育料でございますが、16頁に内容が記載されておりますけれども、こちらの方も2名に係るものでございまして、3件の債権の放棄となっております。同様に放棄決定日、事由、額等は記載のとおりとさせていただきますので、宜しくお願いしたいと思います。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
報告第3号は、これをもって報告済みと致します。
第4号、報告第4号は、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第9、報告第5号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
報告第5号は、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第10、承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴い、平成28年5月2日付けで専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、一部改正の内容について説明をさせていただきます。議案は17頁から19頁、資料は1頁となっております。主に資料に基づいて説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、関係法令が本年4月1日から施行されたことにより専決処分を行ったものでございます。改正内容につきましては、本年4月1日以後の固定資産の価格の登録公示等から適用させるものとして、附則2項の適用区分に規定したものでございます。

以上が改正内容の概要となっております。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第11、承認第2号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第2号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、平成28年5月17日付けで専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

改正内容について、説明をさせていただきます。議案は21から38頁、資料は2頁から49頁となっております。

本改正につきましては、関係法令が原則本年4月1日から施行されたことにより、専決処分をさせていただきます。

主だった内容につきましては、まず、町民税が、町民税につきましては、国税における見直しに準じまして、町税の延滞金の計算の基礎となる期間を来年1月1日から見直しするほか、法人税割の税率について、本年4月1日以後に開始する事業年度から現行の12.1パーセントを8.4パーセントへ引き下げることとしております。

続いて、固定資産税につきましては、課税標準額の特例措置としまして、わがまち特例を規定するもので、本年4月1日の施行としてございます。

軽自動車税につきましては、自動車取得税が来年4月1日に廃止されることに伴い、現行の軽自動車税を種別割とするとともに、これまでの自動車取得税に相当する環境性能割を創設することとしております。また、種別割となる現在の軽自動車税のグリーン化特例を1年延長することとしており、これらにつきましては、来年4月1日の施行としてございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定致しました。